

迷惑防止条例の例（卑わい行為禁止規定関係）

（東京都）

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例

（昭和37年東京都条例第103号）

（粗暴行為（ぐれん隊行為等）の禁止）

第5条 何人も、人に対し、公共の場所又は公共の乗物において、人を著しくしゆう恥させ、又は人に不安を覚えさせるような卑わいな言動をしてはならない。

2～4（略）

（罰則）

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一（略）

二 第五条第一項の規定に違反した者

2 前項第二号の罪を犯した者が、人の通常衣服で隠されている下着又は身体を撮影した者であるときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

3（略）

4 常習として第二項の違反行為をした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

5 常習として第一項の違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

6（略）

（神奈川県）

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例

（昭和38年神奈川県条例第26号）

（卑わい行為の禁止）

第3条 何人も、人に対し、公共の場所又は公共の乗物において、人を著しくしゆう恥させ、又は人に不安を覚えさせるような卑わいな言動をしてはならない。

（罰則）

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第三条の規定に違反した者

二（略）

2（略）

3 常習として第一項の違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

4（略）

(大阪府)

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例

(昭和37年大阪府条例第44号)

(卑わいな行為の禁止)

第6条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 人を著しくしゅう恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、公共の場所又は公共の乗物において、衣服等の上から、又は直接人の身体に触れること。
- 二 人を著しくしゅう恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、公共の場所又は公共の乗物における衣服等で覆われている人の身体又は下着を見、又は撮影すること。
- 三 みだりに、写真機等を使用して透かして見る方法により、公共の場所又は公共の乗物における衣服等で覆われている人の身体又は下着の映像を見、又は撮影すること。
- 四 みだりに、公衆浴場、公衆便所、公衆が利用することができる更衣室その他公衆が通常衣服の全部又は一部を着けない状態でいる場所における当該状態にある人の姿態を撮影すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、人に対し、公共の場所又は公共の乗物において、人を著しくしゅう恥させ、又は人に不安を覚えさせるような卑わいな言動をすること。

(罰則)

第11条 次の各号の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 第六条の規定に違反した者

2 常習として前項の違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。